

所掌事項

宮古市産業振興条例（平成28年宮古市条例第21号）9条の規定に基づき、本市の産業の振興に関する施策等について、意見を求める。

設置根拠

宮古市地域経済活性化連携会議要綱

設置年月日

R4. 4. 1

委員定数

20人

委員任期

3年

現任委員発令日

R7. 8. 18

現任委員任期満了日

R10. 8. 17

担当課

商工労働部商業振興課

TEL : 0193-62-2111 内線 2611

FAX : 0193-63-9120

E-mail : shogyo@city.miyako.lg.jp

備考